

津山市公園施設長寿命化計画策定業務委託その2

特記仕様書

令和5年度

津山市 都市建設部 都市基盤整備課

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、「津山市公園施設長寿命化計画策定業務委託その2」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、津山市が管理する都市公園について、今後、進行する老朽化に対し、従来の対処療法的な修繕や更新から、損傷が軽微なうちに効率的かつ効果的な対策を講じる予防保全的管理への転換を図り、既存ストックの長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減と予算の平準化や事業コストの縮減を目的とし、津山市公園施設長寿命化計画の策定を行うことを目的とする。

第3条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。詳細については、別紙1に示す。

公園種別	公園数(箇所)	公園面積(ha)	備考
街区公園	27	8.13	北園第一公園、山下児童公園、城西児童公園、城北第一公園、城北第二公園、城北第三公園、城北第四公園、高野第一公園、高野第二公園、沼第一公園、沼第二公園、沼第三公園、沼第四公園、沼第五公園、院庄東公園、高野川東公園、野辺公園、天王公園、知原公園、鳥居公園、北園第二公園、西海寺公園、皿川公園、野山公園、倭文ふれあい公園、大井東コミュニティ公園、柳遊園地
近隣公園	6	8.18	下河原公園、井口公園、中核工業団地公園、流通第三公園、下野田ウォーターパーク、赤岩公園
合計	33箇所	16.31ha	

第4条（定義）

本特記仕様書において、「発注者」とは、委託者である津山市をいい、「受注者」とは、受託者をいう。また、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の津山市担当職員をいう。

第5条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (2) 地方自治法、同施行令
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則 [平成12年総理府・建設省令第9号、令和2年12月改正]
- (4) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】 [平成30年10月 国土交通省 都市局]
- (5) 公園施設の安全点検に係る指針（案） [平成27年4月 国土交通省]
- (6) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版） [平成26年6月 国土交通省]

- (7) 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 [平成 26 年 6 月 社団法人日本公園施設業協会]
- (8) 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン 改訂第 2 版 [令和 4 年 3 月 国土交通省監修]
- (9) 津山市契約規則
- (10) 津山市個人情報保護条例及び規則
- (11) その他関連法令並びに通達

第 6 条 (疑 義)

本特記仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第 7 条 (提出書類)

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 主任技術者・照査技術者・担当技術者通知書
- (4) その他発注者が必要と認める書類

第 8 条 (主任技術者)

主任技術者は発注者に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行うものとし、技術士(都市及び地方計画)の資格を有するものとする。

第 9 条 (照査技術者)

照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行うものとし、一級建築士の資格を有するものとする。

なお、照査技術者は、主任技術者と同一の者が兼務することはできない。

第 10 条 (担当技術者)

担当技術者は、当該業務における技術的対応能力を有するものとし、平成 30 年度以降に地方自治体が発注した公園施設長寿命化計画策定業務の完了実績を 1 件以上有するものとする。

なお、担当技術者は主任技術者もしくは照査技術者と同一の者が兼務することはできない。

第 11 条 (貸与資料)

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却するものとする。

第 12 条 (作業経過の報告)

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第 13 条 (損害の賠償)

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び

内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第 14 条（個人情報及び守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、発注者の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

第 15 条（打合せ協議）

業務の実施にあたっては、受注者と担当職員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。なお、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとし、発注者の行う指示についても同様とする。

第 16 条（委託内容の変更等）

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

第 17 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 18 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

第 19 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。

第 2 章 業務内容

第 20 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- （1）計画準備
- （2）資料収集整理
- （3）予備調査
- （4）健全度調査と健全度・緊急度判定
- （5）公園施設長寿命化計画の検討と策定
- （6）報告書作成
- （7）打合せ協議

第 21 条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第 22 条（資料収集整理）

長寿命化計画の対象とする都市公園とその公園施設について、都市公園台帳や設計図及び工事設計図書（工事設計図書・竣工図）等を収集し、整理を行うものとする。

また、発注者にて定期的に実施した法定点検や保守点検における点検結果等、過年度における公園施設の維持管理状況を把握する上で必要となる情報の収集を行うものとする。

- （1）津山市都市計画図
- （2）都市公園台帳
- （3）工事設計図書
- （4）遊具定期点検結果
- （5）法定点検及び保守点検結果
- （6）その他必要となる資料

第 23 条（予備調査）

（1）公園施設の選定

収集・整理した各種資料を基に長寿命化計画の対象とする公園施設等について選定を行い、担当職員との協議により決定する。なお、既存の公園台帳と現況に相違がある場合は、本業務にて実施する健全度調査において、公園施設の位置の確認を行うとともに公園配置図及び公園施設配置図を作成するものとする。

（2）遊具定期点検結果の整理

貸与する遊具定期点検結果と作成した公園施設配置図の整合を図り、必要に応じて基礎情報の修正を行うものとする。

（3）健全度調査票の作成

予備調査や健全度調査において使用する健全度調査票を作成する。

なお、健全度調査票は、公園施設の維持管理・更新等を適切に行うため、公園施設長寿命化計画策定指針（案）（※以下指針案という）に基づく健全度調査票に対して可能な限り以下の情報についても記載し、公園施設履歴書としても活用できるよう作成するものとする。

- ・基準適合状況(遊具指針、移動等円滑化整備ガイドラインへの適合)※過年度成果に基づき評価を行うものとする
- ・安全点検の実施状況
- ・当該公園施設の維持管理方針
- ・設置時点から現在に至るまでに実施した維持管理(補修・改修等)に関する情報 等

（4）劣化・損傷状況の確認及び公園施設位置図の作成

選定を行った公園施設を対象に、現地にて、公園施設の位置や規模、劣化・損傷状況の確認を行うものとする。劣化・損傷状況については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集 平成 24 年 4 月」に示される損傷種類ごとの評価基準を用いて統一的な評価を行うものとする。

また、現地調査の結果に基づき公園施設位置図の作成・修正を行うものとする。

表 着目する損傷種類と確認方法

材 質	健全度調査項目 (損傷種類)	状 況	確認方法
金属類	1.防食機能劣化/腐食	防食機能の劣化とは、鋼材の防食被覆（塗装、メッキ・金属溶射）の劣化により、変色・光沢減少、ひび割れ、はがれ等が生じている状態をいう。 腐食とは、鋼材に錆が発生している状態、または、錆の進行により断面欠損を生じている状態をいう。	目視
	2.ゆるみ・脱落	接合部分のボルト類にゆるみが生じたり、脱落している状態	目視 触診
	3.亀裂	鋼材に外力が繰り返し作用することで、弱点部（溶接の内部欠陥、溶接の止端部、ボルト孔等の応力集中部）を起点とする微細な亀裂が発生した状態	目視
	4.摩耗	材料が他の物体と摩擦接触の繰り返しにより、表面が擦り減った状態	目視
コンク	5.ひびわれ	コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態	目視
リート	6.剥離・鋼材露出	コンクリート部材の表面が剥離している状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という	目視 打診
木	7.腐朽/蟻害	腐朽菌やシロアリ等による劣化。変色・カビの発生や断面の減少が生じている状態	目視
共通	8.変形・破損	材質や原因に関わらず、部材に傷や変形、欠損、摩耗等の外観的損傷が生じている状態	目視
	9.ぐらつき	ぐらつき等、所定の固定性が失われている状態	目視 触診
	10.移動・沈下・傾斜	移動や沈下、傾きが生じている状態	目視
	11.漏水・滞水	漏水や滞水が生じている状態	目視
	12.その他	その他の損傷が生じている状態	目視

※損傷の確認方法は、基本的に概観目視により実施する。また、目視の補完として触診、打診により確認する他、必要に応じてコンパックス、クラックスケール、テストハンマー等の簡易器具を使用する。

(5) 予備調査結果のとりまとめ

現地にて確認した劣化・損傷状況を踏まえ、次条の健全度・緊急度判定の評価基準を用いて評価を行うとともに、その結果を公園毎に整理するものとする。

第24条（健全度調査と健全度・緊急度判定）

(1) 健全度調査

計画において予防保全型管理施設として位置付けられた公園施設を対象に、健全度調査を実施する。健全度調査を実施する専門技術者は、指針案によるものとする。

遊具については、発注者より提供する点検結果を用いて不具合等を整理するものとする。

(2) 健全度判定

健全度判定については、健全度調査で得られた情報に基づき、公園施設ごとの劣化や損傷の状況及び安全性などを総合的に判定し、公園施設の補修もしくは更新の必要性や対策について検討を行うものとする。

表 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの

※C評価が多数確認される場合は、公園に対する施設の重要度等にて任意の指標を設定し、多段階評価にて分類を行うものとする。（[重要度：高] C+>C>C-[重要度：低] 等）

(3) 緊急度判定

緊急度判定は、健全度判定の結果に基づき、緊急度（高、中、低）を設定し、施設の補修もしくは更新等を行うべき時期の基準を検討・設定するものとする。

表 緊急度判定の目安

緊急度	判定の目安
高	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がDの施設 ・健全度判定がCの施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設
中	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設
低	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がA又はBの公園施設

第25条（公園施設長寿命化計画の検討と策定）

(1) 基本方針の設定

基本方針は、管理分類ごとに公園施設の長寿命化のための基本方針、日常点検や定期点検における留意事項および異常を発見した場合の留意事項等について、基本的な考え方を整理する。

(2) 維持保全費と長寿命化対策費の算出

予備調査や健全度調査結果を踏まえ、維持保全費・長寿命化対策費を算出する。なお、予防保全型管理における長寿命化対策費と事後保全型管理での維持管理費用を比較し、公園施設の長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減額）の算出を行うものとする。

表 長寿命化対策費

対 象	内 容
(維持保全に関する費用) 維持保全に関する費用	公園施設ごとの毎年の維持保全費(日常点検を含む)
(維持保全に関する費用) 撤去・更新に関する費用	撤去・更新に関する費用を公園施設ごとに算出する。
(長寿命化対策費用) 定期的な健全度調査に関する費用	・健全度調査に関する概算費用を公園施設ごとに算出する。 ・定期点検等の費用は健全度調査費として計上する。
(長寿命化対策費用) 補修に関する費用	補修に関する費用を公園施設ごとに算出する。
(長寿命化対策費用) 更新費	公園施設の概算更新費を計上する。

(3) 計画期間における事業費の算出

上項までの結果をとりまとめ、計画期間における事業費の算出を行うものとする。

(4) 年次計画の作成

上項にて算出した事業費をとりまとめ、年次計画の作成を行うものとする。

(5) 年次計画における予算の平準化

津山市における予算規模等を考慮し、概算費用の平均値を平準ラインとして設定するとともに、公園施設の規模や劣化状況等を踏まえ、予算の平準化に向けた検討を行う。その際、長寿命化対策を数年に分けて実施する等、単年度に費用が過剰に計上されないよう事業実施時期を考慮する。

(6) 公園施設長寿命化計画書の策定

上項までの結果に基づき、「公園施設長寿命化計画調書」(様式0～3)としてとりまとめるとともに「津山市公園施設長寿命化計画」を作成する。

第26条(報告書作成)

本業務の内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。

また、本業務にて収集整理したデータや作成した各種図面データ等を基に、発注者が管理する公園施設について、関係部署間での適切かつ効率的な維持管理に向け、地理情報システム(GIS)を活用したデータ(SHP形式)を作成する。作成データについては現在津山市にて全庁利用している「統合型GIS」で利活用できるよう調整を行うものとする。

それらの内容を電子データとしてとりまとめ、DVD-R等の電子媒体を作成する。

第27条(打合せ協議)

打合せ協議は、業務着手時、中間時:2回、成果納品時の計4回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。

第28条(問い合わせ先)

〒708-8501

岡山県津山市山北520

津山市役所 都市建設部 都市基盤整備課 公園係 担当 主任 今村 文哉

TEL 0868-32-2097 FAX 0868-32-2155

第3章 成果品

第29条 (成果品)

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 公園施設長寿命化計画報告書 (A4判簡易製本) 2部
- (2) 公園施設長寿命化計画書..... 2部
 - ・公園施設長寿命化計画書 [様式0]
 - ・公園施設長寿命化計画調書 (総括表) [様式1]
 - ・公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別) [様式2]
 - ・公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況) [様式3]
- ※指針案に示される所定の様式
- (3) 公園施設長寿命化計画基礎資料..... 2部
 - ・健全度調査結果
 - ・健全度、緊急度判定
 - ・長寿命化対策内容
 - ・ライフサイクルコスト算出根拠等
- (4) 電子成果品 (DVD-R 等) 2部
- (5) GISデータ (SHP形式) 1式
- (6) 打合せ記録簿..... 1式
- (7) その他発注者及び受注者との協議により決定したもの..... 1式

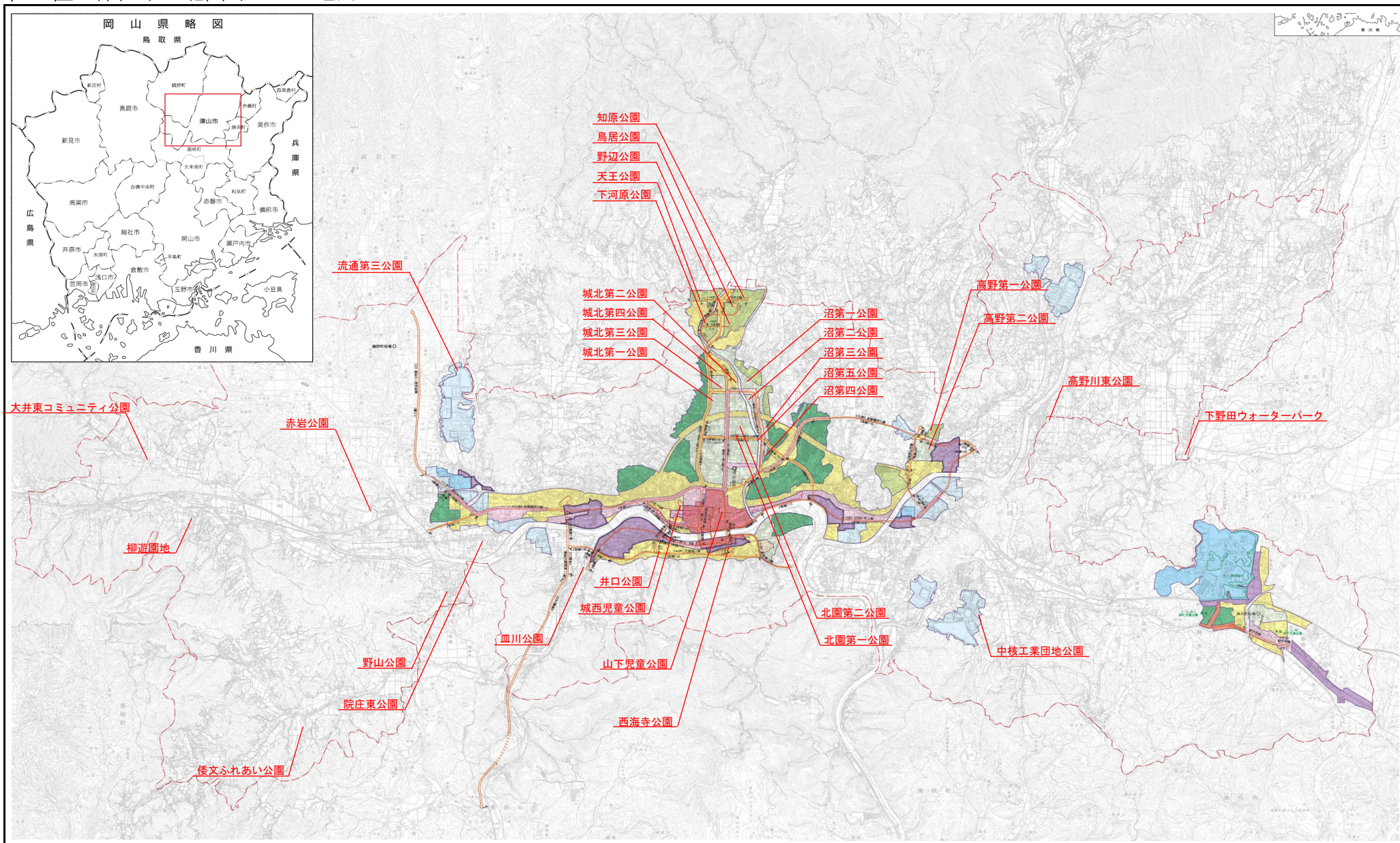
なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

※電子データの形式は、担当職員との協議による。

位置図

業務名：津山市公園施設長寿命化計画策定業務委託その2

位置：津山市 北園町ほか 地内



【別紙1】

	種別	ha	公園名	一般施設A	一般施設B	一般施設C	遊具A	遊具B	遊具C	小型複合遊具	中型複合遊具	大型複合遊具	橋梁	木橋	建築物100m2以下	建築物300m2以下
1	街区公園	0.29	北園第一公園	8		1	4	2							1	
2	街区公園	0.26	山下児童公園	3	1	1	3		1						1	
3	街区公園	0.24	城西児童公園	2		1	2	4		1						
4	街区公園	0.33	城北第一公園	5		1	5	1							1	
5	街区公園	0.22	城北第二公園				1		2	1					1	
6	街区公園	0.29	城北第三公園	1		1	1	2	1							
7	街区公園	0.37	城北第四公園	2		1	4	1		1						
8	街区公園	0.36	高野第一公園	1		1	7	2	1						1	
9	街区公園	0.49	高野第二公園	1			3	4							1	
10	街区公園	0.28	沼第一公園			1	3	3								
11	街区公園	0.32	沼第二公園	1		2	2	2								
12	街区公園	0.20	沼第三公園	1		1	2	2	1							
13	街区公園	0.22	沼第四公園			1	2	3	1							
14	街区公園	0.33	沼第五公園	1			3	4								
15	街区公園	0.14	院庄東公園			1	2	4								
16	街区公園	0.29	高野川東公園			1	1	3	1							
17	街区公園	0.31	野辺公園	1		1	3	3								
18	街区公園	0.4	天王公園	1		1	3			1						
19	街区公園	0.25	知原公園	1		1	2	1	1							
20	街区公園	0.22	鳥居公園	1		1	2	2								
21	街区公園	0.36	北園第二公園	1			3		1	1						1
22	街区公園	0.16	西海寺公園	1		1	6	3								
23	街区公園	0.48	皿川公園	2		4	8			1					1	
24	街区公園	0.19	野山公園	1		1	2	2	1							
25	街区公園	0.81	倭文ふれあい公園				1		1						2	
26	街区公園	0.15	大井東コミュニティ公園				3									
27	街区公園	0.17	柳遊園地			1	1	2								
28	近隣公園	1.10	下河原公園	1		1	6	2		1					1	
29	近隣公園	1.98	井口公園	15		1	1	1							1	
30	近隣公園	1.50	中核工業団地公園	1		1									1	
31	近隣公園	1.10	流通第三公園	9		3									1	
32	近隣公園	1.12	下野田ウォーターパーク	5		2	1	1		1					1	
33	近隣公園	1.38	赤岩公園	7		2										

		合計													
		一般施設A	一般施設B	一般施設C	遊具A※	遊具B※	遊具C※	小型複合遊具※	中型複合遊具※	大型複合遊具※	橋梁	木橋	建築物100m2以下	建築物300m2以下	
総計 (ha)	16.31	72	1	35	87	54	12	8	0	0	0	0	14	1	
街区公園	8.13	34	1	25	79	50	12	6	0	0	0	0	9	1	
近隣公園	8.18	38	0	10	8	4	0	2	0	0	0	0	5	0	

※遊具については、発注者より提供する点検結果を用いて不具合等を整理するものとする。